

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-200575

(P2019-200575A)

(43) 公開日 令和1年11月21日(2019.11.21)

(51) Int.Cl.  
G06Q 50/22 (2018.01)

F I  
G06Q 50/22

テーマコード (参考)  
5 L099

審査請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2018-94467 (P2018-94467)  
(22) 出願日 平成30年5月16日 (2018.5.16)

(71) 出願人 504179255  
国立大学法人 東京医科歯科大学  
東京都文京区湯島1-5-45  
(71) 出願人 518172303  
株式会社 a i - H e a l t h  
東京都千代田区有楽町二丁目7番1号  
(74) 代理人 100139033  
弁理士 日高 賢治  
(72) 発明者 川口陽子  
東京都文京区湯島一丁目5番45号 国立  
大学法人東京医科歯科大学内  
(72) 発明者 吉田裕貴子  
東京都港区六本木六丁目12番1号  
Fターム(参考) 5L099 AA04 AA15

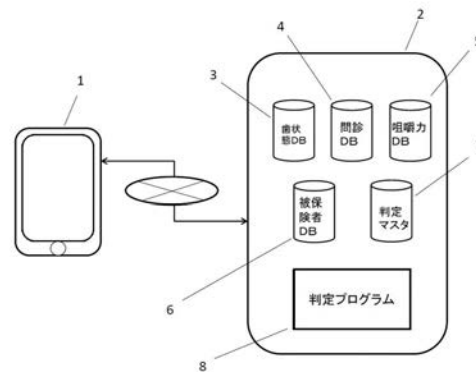
(54) 【発明の名称】 歯科口腔健康管理支援システム

(57) 【要約】

【課題】ユーザー自らが自宅等にいながらにして、口腔内の状態をチェックでき、また専門的な指導、アドバイスが受けられる歯科口腔健康管理支援システムを提供する。

【解決手段】ユーザー端末を用いて自ら作成する歯や口腔の状態、質問への回答、咀嚼力の各情報に基づいて、判定用プログラムがユーザーに対する歯科判定結果を作成し、ユーザー端末に送信する。

【選択図】 図1



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

ユーザーがユーザー端末を用いて自ら作成する歯や口腔の状態、歯科保健行動や生活習慣に関する質問への回答、咀嚼力測定結果の各情報に基づいて、前記ユーザーに対する歯科判定結果を提供する歯科口腔健康管理支援システムであって、

前記ユーザー端末とインターネット接続される管理サーバーを備え、

前記管理サーバー内には、前記歯や口腔の状態が記録される歯や口腔の状態データベースと、前記歯や口腔に関する質問への回答結果が記録される質問結果データベースと、前記咀嚼力測定結果が記録される咀嚼力データベースと、少なくとも前記ユーザーのID番号、被保険者記号番号、住所、氏名、性別、生年月日が記録されたユーザーデータベースと、現在の歯や口腔状態及び将来の歯や口腔状態を予測して判定するための判定マスタと、判定用プログラムとを有し、

前記ユーザーが前記ユーザー端末から入力した前記歯や口腔の状態、前記質問への回答、前記咀嚼力測定結果の各情報は、インターネット回線を通じて自動的に前記歯や口腔の状態データベース、前記質問結果データベース、前記咀嚼力データベースにそれぞれ自動的に記録され、

前記判定用プログラムは、前記歯や口腔の状態データベースに記録されている情報、前記質問結果データベースに記録されている情報、前記咀嚼力データベースに記録されている情報の各情報と、前記判定マスタとの比較によって、前記ユーザーの現在の歯や口腔状態、将来予想される歯や口腔状態、必要となるセルフケアの助言、歯科治療の助言を含む歯科判定結果を作成し、

前記管理サーバーは、前記歯科判定結果を前記ユーザー端末に送信する、

ことを特徴とする歯科口腔健康管理支援システム。

## 【請求項 2】

前記ユーザー端末は、専用のアプリケーションプログラムがダウンロードされている、ことを特徴とする請求項 1 に記載の歯科口腔健康管理支援システム。

## 【請求項 3】

前記歯科判定結果は、前記専用アプリケーションプログラムによって、前記ユーザー端末に自動的に表示される、

ことを特徴とする請求項 2 に記載の歯科口腔健康管理支援システム。

## 【請求項 4】

前記歯科判定結果は、紙媒体にプリントアウトされ前記ユーザーには郵送される、

ことを特徴とする請求項 1 に記載の歯科口腔健康管理支援システム。

## 【請求項 5】

前記咀嚼力は、咀嚼力を測定できるガムによって測定する、

ことを特徴とする請求項 1 ないし 4 のいずれか 1 項に記載の歯科口腔健康管理支援システム。

## 【請求項 6】

前記歯垢の状態は、歯垢の状態を測定できる薬剤によって測定する、

ことを特徴とする請求項 1 ないし 4 のいずれか 1 項に記載の歯科口腔健康管理支援システム。

## 【請求項 7】

前記歯科判定結果において、早急な治療を必要とする、或いは歯科医院での定期歯科健診やプロケアを必要すると判定された前記ユーザーに対しては、前記ユーザーデータベースの住所情報に基づいて、最寄りの歯科医院情報も合わせて提供する、

ことを特徴とする請求項 1 ないし 6 のいずれか 1 項に記載の歯科口腔健康管理支援システム。

## 【請求項 8】

前記歯や口腔の状態の情報は、前記ユーザー端末上に表示される上下全ての歯が並んだ状態が描かれたイラスト上に、健康な歯、未処置のう蝕、治療済みのう蝕、欠損、ブリッ

10

20

30

40

50

ジ治療済、インプラント治療済等のいずれかを前記ユーザーが前記イラスト上にタッチ入力することで作成される、

ことを特徴とする請求項 1 ないし 7 のいずれか 1 項に記載の歯科口腔健康管理支援システム。

【請求項 9】

前記判定結果には、前記ユーザーが入力した健康な歯、未処置のう蝕、治療済みのう蝕、欠損、ブリッジ治療済、インプラント治療済等のいずれかの情報を、前記ユーザー端末上に表示される上下全ての歯が並んだ状態が描かれたイラスト上に表示した情報も含む、ことを特徴とする請求項 1 ないし 8 のいずれか 1 項に記載の歯科口腔健康管理支援システム。

10

【請求項 10】

前記ユーザーが前記ユーザー端末を用いて自ら作成する情報には歯垢測定結果を更に含み、

前記管理サーバー内には歯垢データベースを更に備え、

前記ユーザーが前記ユーザー端末から入力した前記歯垢測定結果は、インターネット回線を通じて自動的に前記歯垢データベースに自動的に記録され、

前記判定用プログラムは、前記歯や口腔の状態データベースに記録されている情報、前記質問結果データベースに記録されている情報、前記咀嚼力データベースに記録されている情報、前記歯垢データベースに記録されている情報の各情報と、前記判定マスタとの比較によって、前記ユーザーの現在の口腔状態、将来予想される口腔状態、必要とするセルフケアアドバイス、治療アドバイスを含む歯科判定結果を作成し、

20

前記管理サーバーは、前記歯科判定結果を前記ユーザー端末に送信する、

ことを特徴とする請求項 1 ないし 9 のいずれか 1 項に記載の歯科口腔健康管理支援システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本願発明は、ユーザー自らが自宅等にいながらにして、口腔内の状態をチェックでき、また専門的な指導、アドバイスが受けられる歯科口腔健康管理支援システムに関する。

30

【背景技術】

【0002】

う蝕及び歯周疾患は、主として生活習慣により引き起こされる生活習慣病の一つであり、これを放置すれば自身の歯を失うことにつながりかねないとともに、心臓疾患や糖尿病等を始めとする他の臓器の病や動脈硬化を誘発する危険性がある。特に、歯周疾患は大きな痛みを伴わないことから、いつのまにか進行していることも多い。

【0003】

う蝕や歯周疾患を予防するには、歯科医院等の専門機関での定期的な診察が望ましいものの、公的サービスによる健診機会が乏しく、また自覚症状が無い限り多くの者が敬遠しがちであり、高齢者や近くに歯科医院が無い者にとっては、そもそも診察を受けること自体が困難である。

40

【0004】

こうした問題に対し、わざわざ歯科医院等に行かなくとも、自宅にいながら検査や指導を受けられ、口腔ケアに係る行動喚起が可能なシステムとして、例えば特許文献 1（特開 2005-284660 号公報）、特許文献 2（特開 2006-309465 号公報）に開示された発明がある。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

50

【特許文献1】特開2005-284660号公報

【特許文献2】特開2006-309465号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

上記特許文献1に記載された発明は、ユーザーが受け取った歯周疾患検査器具を検査機関等に返送する仕組みであり、手間を要するとともに、将来予想される口腔状態について知ることができない。また、特許文献2に記載された発明では、口腔内情報解析装置という特殊な装置を使用するため、システム全体が高額で複雑になると言う欠点がある。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明は、上記従来技術が有する課題を解決し、簡単な構成で、ユーザー自らが自宅等にいながらにして、口腔内の状態をチェックし、専門的な指導、アドバイスが受けられ、且つ、本システムを受けた結果、要治療者と判断されたユーザーに対し、口腔状態の健康維持管理、重症化を未然に防止するための早期治療の勧奨、定期歯科健診の勧奨を行うとともに、歯科医師や歯科衛生士によるプロケア受診等に係る行動喚起が可能な歯科口腔健康管理支援システムを提供することを目的とする。

【0008】

上記目的を達成するため、本発明は、ユーザーがユーザー端末を用いて自ら作成する歯や口腔の状態、質問への回答、咀嚼力測定結果の各情報に基づいて、前記ユーザーに対する歯科判定結果を提供する歯科口腔健康管理支援システムであって、前記ユーザー端末とインターネット接続される管理サーバーを備え、前記管理サーバー内には、前記歯や口腔の状態が記録される歯や口腔の状態データベースと、前記質問への回答の結果が記録される質問結果データベースと、前記咀嚼力測定結果が記録される咀嚼力データベースと、少なくとも前記ユーザーのID番号、被保険者記号番号、住所、氏名、性別、生年月日が記録されたユーザーデータベースと、現在の口腔状態及び将来の口腔状態を予測して判定するための判定マスタと、判定用プログラムとを有し、前記ユーザーが前記ユーザー端末から入力した前記歯や口腔の状態、前記質問への回答、前記咀嚼力測定結果の各情報は、インターネット回線を通じて自動的に前記歯や口腔の状態データベース、前記質問結果データベース、前記咀嚼力データベースにそれぞれ自動的に記録され、前記判定用プログラムは、前記歯や口腔の状態データベースに記録されている情報、前記質問結果データベースに記録されている情報、前記咀嚼力データベースに記録されている情報の各情報と、前記判定マスタとの比較によって、前記ユーザーの現在の口腔状態、将来予想される口腔状態、必要とするセルフケアアドバイス、治療アドバイスを含む歯科判定結果を作成し、前記管理サーバーは、前記歯科判定結果を前記ユーザー端末に送信する、ことを特徴とする。

【発明の効果】

【0009】

上記構成からなる本発明によれば、ユーザーはユーザー端末を用いて自ら歯や口腔の状態、質問結果、咀嚼力の状態の各情報を入力するだけで、現在の口腔状態、将来予想される口腔状態、必要とする治療アドバイスを含む歯科判定結果をユーザー端末上で受取ることができるため、自宅にいながらにして歯科予防に係る有益な情報とアドバイスを受けることができる。

【図面の簡単な説明】

【0010】

【図1】本発明の実施形態に係るシステム全体構成図

【図2】歯科口腔健康管理支援システムによるサービスを受けるためのフロー

【図3】アプリによって実施される必要事項の入力フロー

【図4】歯や口腔の状態を入力するための模式化されたイラスト

【図5】質問に係る設問内容

10

20

30

40

50

【図 6】咀嚼力の測定・入力画面

【図 7】判定マスタに記録されている点数配分表

【図 8】判定した結果を示す図

【図 9】将来予想される口腔状態

【図 10】歯科医師からの治療アドバイスを示す図

【図 11】自宅周辺の歯科医院がプロットされた地図

【発明を実施するための最良の形態】

【0011】

以下、本発明の実施形態について説明する。本実施形態は、歯科口腔健康管理支援システムを用いたサービスを、一つの保険者（本実施形態を運営する健保組合等）がその被保険者（本実施形態のユーザー）に対して実施する構成として説明するものである。

図 1 は、実施形態に係るシステム全体構成図であり、歯科口腔健康管理支援システムは、本システムを利用するためのアプリケーションプログラム（以下、アプリ）が予めダウンロードされているユーザー端末 1（例えば、スマートフォンやタブレット端末等）と、当該ユーザー端末 1 とインターネット接続されている管理サーバー 2 の 2 つから構成される。管理サーバー 2 内には、以下説明する歯や口腔の状態データベース 3、質問結果データベース 4、咀嚼力データベース 5、被保険者データベース 6、判定マスタ 7、判定用プログラム 8 が構築されている。

【0012】

ユーザーが、歯科口腔健康管理支援システムによるサービスを受けるためのフローを図 2 に示す。歯科口腔健康管理支援システムによるサービスを受けようとするユーザーは、まずユーザー端末 1 上から専用のアプリを開き、歯科口腔健康管理支援システムによるサービスの申し込みを決定する。その後、被保険者情報を入力する画面が表示され、ユーザーは画面の指示に従って、ID 番号、被保険者記号番号、住所、氏名、性別、生年月日、続柄の情報を入力する。

【0013】

サービスの申し込み及び被保険者情報の入力完了とすると、ユーザーは、端末上から「送信」ボタンをクリックし、サービス申し込み情報及び被保険者情報が管理サーバー 2 に送信される。管理サーバー 2 は、受信した情報と予め構築している被保険者情報とをマッチングし、当該ユーザーがサービスを受けられる被保険者であるか否かを判定する。判定の結果、ユーザーが当該保険者であることが確認されると、「新規に歯科チェックを実施しますか?」、「過去の歯科チェックの記録を閲覧しますか?」というメッセージを表示する。過去の受診結果がある場合はその記録を一覧で表示して、閲覧可能としている。

【0014】

一方、判定の結果、該当する被保険者が存在しない場合、管理サーバー 2 は、ユーザー端末 1 に対し「ID 番号、被保険者記号番号、住所、氏名、性別、生年月日、続柄に誤りがあります。もう 1 度確認して、再度、申し込みしてください。」というメッセージを送信する。被保険者または被扶養者以外のユーザーが申し込みしても、サービスは受けられないようになっている。

【0015】

ユーザーが新規歯科チェックを選択した場合、保険者は、受付完了したユーザーに対し、検査に必要なキットとして咀嚼力を測定できるガム及びカラスケールを送付する。また、2 回目以降はユーザー自身により、事前にネット注文や電話注文等により購入しておく。咀嚼力を測定できるガム及びカラスケールは、例えば特許第 5 4 4 3 9 2 7 号に記載されているものを用いることができる。カラスケールは、ガムを包装しているパッケージ面に印刷しておいても良く、パッケージとは別体であっても良い。

【0016】

検査に必要なキットを受取ったユーザーは、ユーザー端末 1 上でアプリを開き、診断サービスを開始する。アプリによって実施される必要事項の入力フローを図 3 に示す。最初に、現在の歯や口腔の状態を入力する画面が表示され、次に質問のページが表示され、最

10

20

30

40

50

後に咀嚼力を測定して入力する画面が表示されるよう遷移する。

【0017】

最初に表示される現在の歯や口腔の状態を入力する画面、及び入力方法を説明する。図4に示すとおり、ユーザー端末1上には上下の全ての歯並びが模式化されたイラストが表示される。ユーザーは、このイラスト上で選択されている歯が、自分の歯であるか、喪失しているか、義歯（インプラント、ブリッジ、入れ歯）であるかを一個ずつ決定していき、上下全ての歯や口腔の状態を入力する。図示するように、状態を入力する歯はユーザー端末1画面上で例えば赤色に着色されて表示され（図の右上3番目の歯）、当該赤色が着色されている歯や口腔の状態入力が完了すると、着色が次の歯に自動的に移動し、ユーザーは自動的に次の歯や口腔の状態について簡便に入力できるようになっており、これを全ての歯に対して行う。なお、入力する歯や口腔の状態は、健康な歯、未処置のう蝕、治療済みのう蝕、欠損、ブリッジ治療済、インプラント治療済等のように、更に細かく分類しても良い。

10

【0018】

全ての科や口腔の状態についての入力が完了し、「入力完了」アイコンをクリックすると、続いて質問画面が表示される。本実施例では、図5に示すように全35問の設問が設けられており、それぞれの設問に対し該当するものを選択する形式で回答するようになっている。また各設問は、図5に示すとおり（1）歯や口の自己評価、（2）歯の健康度、（3）歯肉の健康度、（4）その他の歯及び口の健康度、（5）咀嚼能力、（6）口腔清掃習慣、（7）関連生活習慣、（8）プロフェッショナルケア（歯科治療、歯科健診等）の8つの視点から分類されている。その理由は、後述する判定結果の際に、8つの視点からなるレーダーチャートとしてビジュアル化するためである。また、各視点の回答に対する点数は、各10点満点となっている。

20

【0019】

ほとんどの設問は、そのまま回答できるようになっているが、歯垢に係る設問12では、ユーザーが爪楊枝を使って歯垢を採取した上、爪楊枝に付着する歯垢の状態をユーザー自身が見て、該当する状態を選択して回答するようになっている。

【0020】

全ての質問に対する回答が終わり、「回答完了」のアイコンをクリックすると、続いて図6に示すように、咀嚼力の測定画面が表示される。ユーザーは画面に表示された説明に従って、事前に送付されている咀嚼力測定用ガムを所定時間咀嚼し、噛み終わったガムを口から取り出してカラースケールと照らし合わせ、自分の咀嚼力の色を選択する。本実施形態では、初めての利用者でも分かりやすく測定できるように、画面上の説明に従ってリアルタイムでガムを噛むようにしているが、既に当該サービスの経験者であり、使用方法を理解している者にとってはいちいち画面の指示に従って測定するのは面倒である。そのため、ユーザーがアプリを開く前に事前に測定しておき、アプリの画面上ではその結果だけを入力できるようスキップ機能を持たせても良い。

30

【0021】

咀嚼力の測定が完了し、全ての項目について入力完了した後、ユーザーは端末上の「全て終了」アイコンをクリックする。入力完了情報により、ユーザーが回答した歯や口腔の状態、質問への回答結果、咀嚼力の各情報がインターネット回線を通じて、管理サーバー2に送られ、それぞれの情報は、管理サーバー2内の歯や口腔の状態データベース3、質問結果データベース4、咀嚼力データベース5に、ユーザー情報と紐付けられて記録される。

40

【0022】

管理サーバー2内の判定用プログラム8は、歯や口腔の状態データベース3に記録されている情報、質問結果データベース4に記録されている情報、咀嚼力データベース5に記録されている情報の各情報と、予め作成した判定マスタ7とを比較する処理を実施する。

【0023】

判定マスタ7には、図7に示すとおり、予め決定している歯や口腔の状態、質問への回

50

答結果、咀嚼力に応じた点数がテーブルとして記録されており、判定用プログラム8によってユーザーから送られてきたデータと比較して点数を集計する。また判定マスタ7には、回答内容や点数等に応じたアドバイスも予め設定されており、判定用プログラム8によってアドバイス内容が決定される。なお、咀嚼力については、専用ガムによる咀嚼力測定値とともに歯や口腔の状態及び質問への結果にも配点されており、3つの観点に基づいて10点満点で点数化するようになっている。また、図7に示す配点テーブル表中に網掛けされているところに該当する回答がある場合には、判定結果の送付時に、「早急な治療が必要です。」というメッセージが出される。

#### 【0024】

更に、判定用プログラム8は、将来予想される口腔状態を算定する。即ち、判定マスタ7に記録されている年齢及び残存歯数の平均値（図示せず）と、ユーザーからの情報を比較し、このままの状態を放置すれば、将来的に予想される残存歯数を算定するようになっている。

10

#### 【0025】

判定用プログラム8によって判定した結果は、ユーザーに対し図8に示すような総合評価とレーダーチャート形式によって通知される。本実施形態において、総合評価は10点満点中の点数で示され、個別の口腔状態については、歯や口腔の状態、質問への回答結果、咀嚼力に基づいた（1）歯や口の自己評価、（2）歯の健康度、（3）歯肉の健康度、（4）その他の歯及び口の健康度、（5）咀嚼能力、（6）口腔清掃習慣、（7）関連生活習慣、（8）プロフェッショナルケア（歯科治療、歯科健診等）の8つの指標からなるレーダーチャートとして表示する。レーダーチャートの各指標は、それぞれ10点満点である。

20

#### 【0026】

また図9、10に示すように、判定用プログラム9によって算出された将来予想される口腔状態、即ち将来的な残存歯数を図で通知するとともに、必要とする歯科医師からの治療アドバイス等を通知する。当該アドバイスは、前述のとおり歯や口腔の状態、質問への回答結果、咀嚼力測定結果等に基づいて、例えば、特定の項目に該当する場合や各点数に応じて、予め用意しているアドバイス内容を送付するようにしている。また、通知の際に、ユーザーが入力した自分の歯であるか、喪失しているか、義歯（インプラント、ブリッジ、入れ歯）であるかの情報を、入力時と同じイラストを用いて表示した情報も合わせて

30

#### 【0027】

特に、早急な治療を要するユーザーに対しては、図10に示すアドバイスの下の欄に「最寄りの歯科医院検索」というアイコンを用意し、当該アイコンをクリックすると、図11に示すように、自宅周辺に歯科医院がプロットされている地図を作成して通知し、受診を促すようにしている。

#### 【0028】

なお、上記実施例では歯垢の状態を質問の設問内において、爪楊枝に付着する歯垢の状態をユーザー自身が見て、該当する状態を選択して回答するようにしているが、歯垢検査薬剤等を使用して測定する画面で実施しても良い。例えば、ユーザーは画面に表示された事項に従って歯垢検査ジェルを歯ブラシに付け、普段どおりにブラッシングを行い、ユーザー自ら残っている歯垢（色の変化）を確認し、画面上に表示されている見本から選択して、歯垢の状態を決定する。この場合、歯垢の状態を歯垢データベースとして別途作成しておき、判定プログラムによって、他の項目と合わせて判定してもよい。またこの場合、上記咀嚼力の測定と同様に、ユーザーがアプリを開く前に事前に測定しておき、アプリの画面ではその結果だけを入力できるスキップ機能を持たせても良い。歯垢の状態を測定する薬剤は、市販されている一般的な歯垢染色剤を使用することができる。

40

#### 【0029】

以上、本発明の実施形態について説明したが、質問の設問項目は図5に示すものに限らず、その他の内容であってもよく、また設問数は35より多くても少なくとも良い。また

50

、現在の歯や口腔の状態の入力方法は、図4に示すイラストを使うものに限らず、別の方法であっても良い。

【0030】

また、本実施形態は、一つの保険者（本実施形態を運営する健保組合等）がその被保険者（本実施形態のユーザー）に対して実施するサービスとして説明したが、国民健康保険に加入するユーザーに対し、自治体が運営するようにしても良い。また本実施形態に係るサービスは、保険者或いは自治体に代わって、業務委託されたシステム管理会社によって実施しても良い。

【0031】

以上のとおり、本発明によれば、自宅等にいながらにして、現在の口腔状態、将来の状態予測を簡単に知ることができるとともに、専門家による適切なアドバイスを受けることができ、かつ早期治療の必要性等についても認識することができる。

10

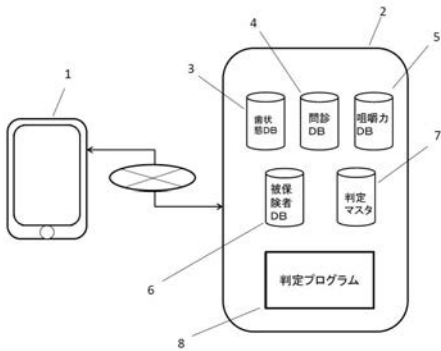
【符号の説明】

【0032】

- 1 ユーザー端末
- 2 管理サーバー
- 3 歯や口腔の状態データベース
- 4 質問結果データベース
- 5 咀嚼力データベース
- 6 被保険者データベース
- 7 判定マスタ
- 8 判定プログラム

20

【図1】



【図3】



【図2】





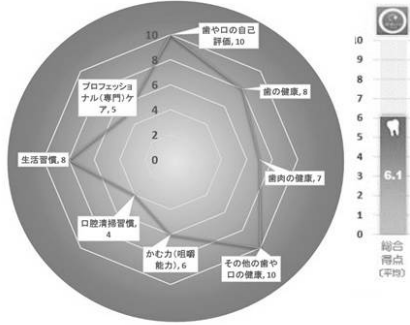
【 図 8 】

かんたん歯科チェック 総合評価



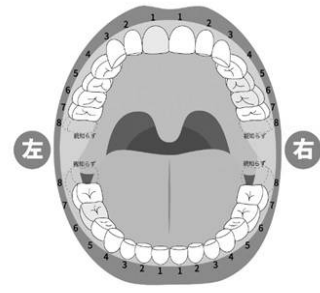
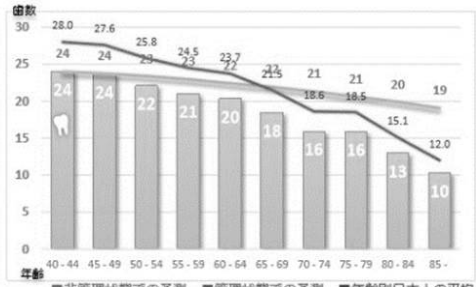
歯科✓を実践いただきありがとうございます！ 今日、「歯の健康」を守る第一歩を踏み出されました。あなたの歯の健康のご支援にお役立ちしたいと願う組合と関係者にとって、喜びと感謝の限りです！

貴方のお口の状態！



【 図 9 】

貴方からのご回答いただいた歯の状態を 同年齢の平均歯数と比較 80歳時の将来予測



【 図 1 0 】

歯科医師から (歯の状態) について one-point アドバイス

歯の健康を維持し出来るだけ自身の歯を残しましょう！

積極的にご自身の歯の健康を維持管理して緑色lineの歯を残しましょう。定期的な歯科健診を受診して、毎日の歯磨きだけでは除去しきれない汚れなどプロケアを受診することをお勧めします。虫歯や歯周病を早期発見・治療できることも大きなメリットです。

貴方からご回答から判断して 歯科医を受診することをお勧めする Point は

0: が理想 歯科医を受診をお勧めします

Point 7.4 7.4

あなたのお口を状態に気になるところがあります。早めに一度歯科医に診てもらってください！

歯科医を訪問し今日質問にお答えしたことをご相談して下さい。同時に歯科健診を受診されることをお勧めします。毎日の歯磨きだけでは除去しきれない汚れなどプロケアで除去していただけます。虫歯や歯周病を早期発見・治療することも大きなメリットです。

最寄りの歯科医院検索 ㊦!

【 図 1 1 】

